

津市林業者物価高騰対策支援金の取扱いについて

(趣旨)

第1 この取扱いは、物価高騰により大きな影響を受けている林業・製材業の事業を支えるため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき支援金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この取扱いにおいて、次に掲げる用語の意義は、以下の(1)から(3)までに定めるところによる。

(1) 対象者 以下の要件をすべて満たす組織又は個人をいう。

ア 本市の区域内に事業所を有する中小企業又は団体、個人事業主であること

イ 組織又は個人として管理している金融機関等の通帳があること

ウ 今後も事業を継続する意思があること

(2) 対象事業 対象者が本市内で営む以下の事業

- ・林業（造林、保育、路網開設、搬出など）
- ・製材業（一次加工を含む）

※国、県などから、補助金等の支援を受けている事業や委託事業は除く

(3) 対象経費 対象事業に係る資材費（経常的に必要となるものに限る）

(名称)

第3 第1の支援金は、「津市林業者物価高騰対策支援金」（以下「支援金」という。）と称する。

(交付の対象)

第4 支援金は、対象者の要件を満たす者であって、物価高騰の影響を受け、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの1年間、もしくは直近の決算書の事業年度期間において、確定申告書や決算書類等に計上されている資材費1万円以上の事業者等に対し、交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者に対しては、支援金を交付しないものとする。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 国または県、市等から同様の支援を受けている、または受ける予定がある者
- (3) 代表者、役員、使用人その他の従業員又は構成員等が津市暴力団排除条例（平成23年津市条例第3号）第2条第4号に掲げる暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者又は同条第3号に掲げる暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) その他市長が適当でないと認める者

（支援金の額等）

第5 支援金は、予算で定める範囲内において、1事業者1回限りこれを交付するものとする。

- (1) 合計した補助対象経費の10分の1以内（1,000円未満切り捨て）
- (2) 上限15万円

（交付申請受付開始日及び交付申請期限）

第6 支援金に係る交付申請受付開始日は、令和8年4月2日とする。

2 規則第3条第1項の別に定める期日は、令和8年7月31日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（支援金の交付申請）

第7 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 津市林業者物価高騰対策支援金交付申請書(請求書)（第1号様式）
- (2) 補助対象経費を確認できる書類の写し
- (3) 個人事業主又は法人に係る本人確認書類の写し若しくは履歴全部事項証明書の本件又は写し
- (4) 申請者名義の通帳の写し
- (5) 津市林業者物価高騰対策支援金交付申請に係る誓約・同意書（第2号様式）
- (6) 市税の完納証明書の原本又は写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 第7の1の交付申請書について、申請者の同意を得た場合は、津市において交付決定した後は、支援金の請求書として取り扱うものとする。

(支援金の交付決定及び額の確定)

第8 市長は、第7の1の規定による提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、支援金の交付の決定を行うとともに交付すべき支援金の額を確定し、その旨を津市林業者物価高騰対策支援金交付決定及び確定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9 市長は、支援金の交付を決定する場合においては、当該交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、別に定めるところにより条件を付すものとする。

(事業継続の判断)

第10 支援金の交付後に廃業等となった事業者において、支援金の申請時点では事業継続の意思があり、廃業等に至る状況について、やむを得ないと判断される場合は、支援金の返還の義務はないものとする。

(適用除外)

第11 支援金については、規則第12条の規定にかかわらず、実績報告書（規則第6号様式）の提出を要しないものとする。

(委任)

第12 この取扱いに定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。